

第 10 次豊山町高齢者福祉計画・第 9 次豊山町介護保険事業計画について

1 高齢者福祉計画・介護保険事業計画について

高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、老人福祉法第 20 条の 8 及び介護保険法第 117 条の規定に基づき策定し、3 年に一度、市町村ごとに見直しを行います。

2 次期計画の策定について

現行の「第 9 次豊山町高齢者福祉計画・第 8 次豊山町介護保険事業計画」の計画期間は、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間であり、来年度が計画期間の終了年度になります。

来年度、計画期間の終了に伴い、令和 6 年度から令和 8 年度までを計画期間とする「第 10 次豊山町高齢者保健福祉計画・第 9 次豊山町介護保険事業計画」を策定する必要があります。

次期計画の策定にあたり、今年度及び来年度の審議会では、計画内容の見直しや介護保険料の改定などについて審議していただきます。

3 コンサルティング業務委託業者について

次期計画の策定を円滑に実施するため、計画策定に係るコンサルティング業務について「Next-i (ネクストアイ) 株式会社」と委託契約を締結しております。

委託業者には、各種調査の作成・発送・集計分析、現行計画の検証・評価、課題整理、計画書素案作成等の支援を行っていただきます。

4 当面のスケジュールについて

令和 5 年 1 月 13 日 (金)	調査票発送
2 月 3 日 (金)	調査票回収期限
3 月 27 日 (月)	第 2 回審議会開催 (予定)
	・令和 4 年度上半期事業実績報告
	・調査集計分析結果中間報告
	・今後のスケジュール